

【入学時特別増額貸与奨学金申込者用】

入学後は「採用候補者決定通知」と共に
進学先の学校へ提出する必要があります。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて（申告）

平成 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

平成30年度入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者（採用候補者本人）

登録番号	— 100 — 107 —									
(フリガナ)	姓	名						印		
氏名	姓	名								
生年月日	昭和・平成 年 月 日									
進学先	学校名									
	学部・研究科			学科・専攻						

2. 「国の教育ローン」の申込みについて

申込者 (保護者等)	氏名	印			採用候補者本人から 見た関係（続柄）	
申込年月日	平成 年 月 日					
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等					支店

(注1) 本申告には次の書類の添付が必要です。

①日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」のコピー

②融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

※圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。

(注2) 記入箇所はそれぞれ該当する方が記入してください。

(注3) 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合のみ、本申告と添付書類（注1）は提出不要です。

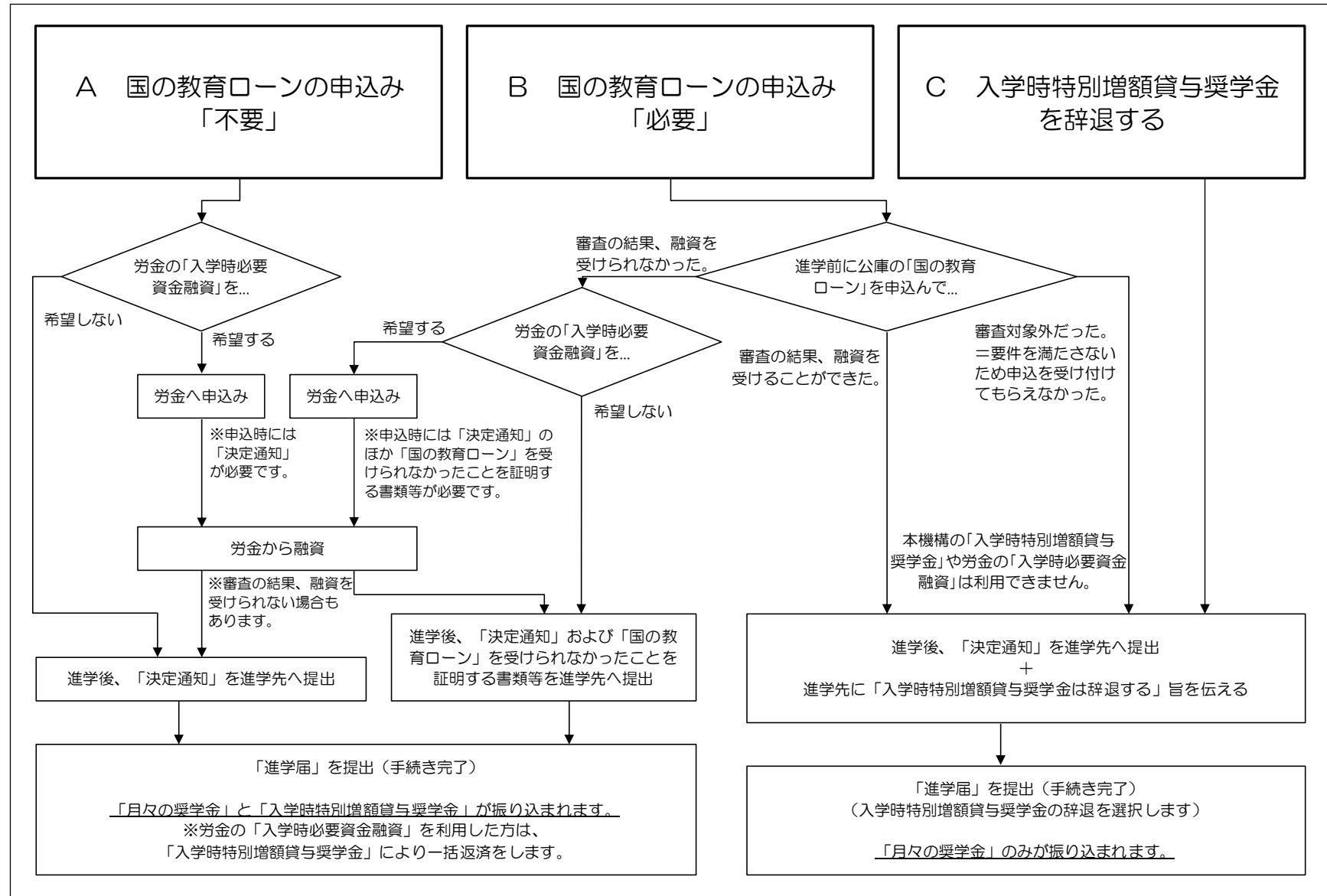
その場合は、進学届の提出時に必ず入学時特別増額貸与奨学金を辞退する旨の入力をしてください。

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由（「国の教育ローン」を利用する意思がない）で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- 入学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、公庫ではなく、在学学校にお問合せください。
- 「国の教育ローン」の申込み手続きを途中で取り下げた時又は申込みをしなかった時は、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。

[学校（進学先）記入欄]

学校番号

◆採用候補者に決定してから振り込まれるまでの手続き（流れ）◆



手続きの詳細については、「貸与奨学金 採用候補者のしおり」（冊子）の8ページにてご確認ください。